

1 はじめに

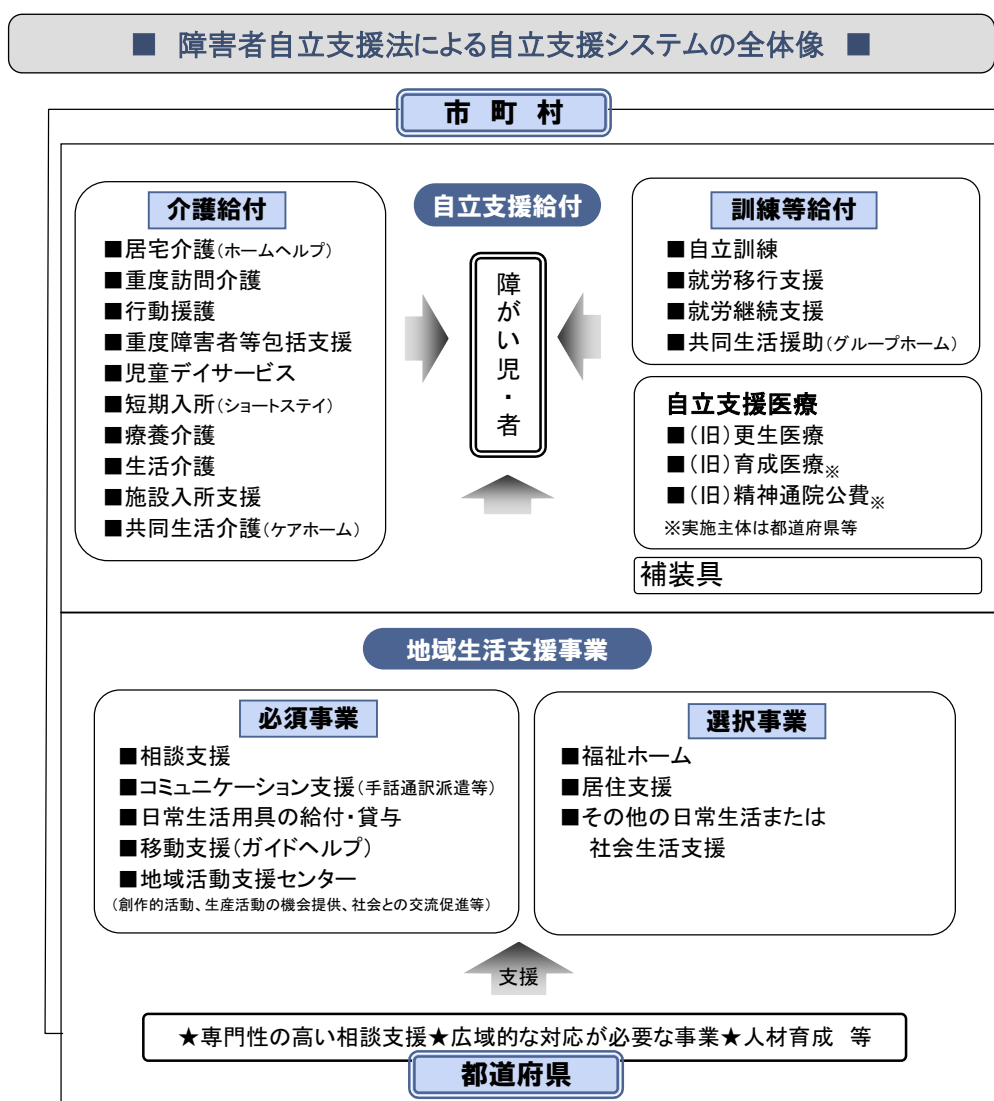
(1) 背景・趣旨

平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、本市は平成 18 年度から平成 20 年度を第 1 期計画とする「熊本市障害福祉計画」（平成 19 年 3 月）を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するため数値目標等を設定しました。

平成 21 年度から平成 23 年度を第 2 期計画とする「熊本市障がい福祉計画」については、国の基本指針に沿って、第 1 期計画の進捗状況等を踏まえ、平成 23 年度末には新体系サービスへの移行が完了することを念頭に置いて、数値目標やサービス見込量等を策定します。

(2) 障害者自立支援法の概要

障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となつて、障がい者の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。



■ 障害者自立支援法による自立支援システムの全体像 ■

従来のサービス体系
(平成18年9月まで)

サ ー ビ ス	ホームヘルプ
	デイサービス
	ショートステイ
	グループホーム

施 設 サ ー ビ ス	重症心身障害児施設
	療護施設
	更生施設
	授産施設
	福祉工場
	通勤寮
	福祉ホーム
	生活訓練施設

※施設サービスについては、
平成 24 年 3 月末まで移行期間



新たなサービス体系
(平成18年10月から)

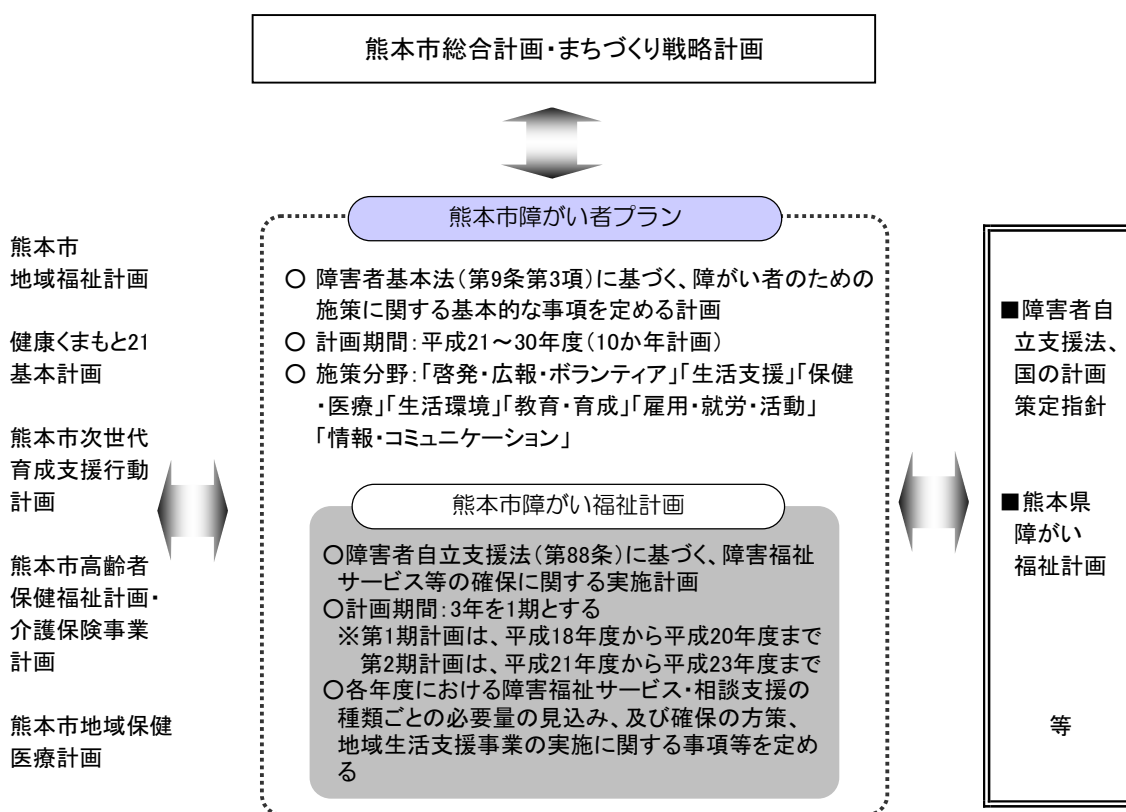
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	児童デイサービス
	短期入所(ショートステイ)
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援(障害者支援施設での 夜間ケア等)
	共同生活介護(ケアホーム)
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型・B型)
	共同生活援助(グループホーム)
支 援 事 業	相談支援
	地域活動支援センター
	福祉ホーム など

（３）計画の性格と位置づけ

本計画は、第1期計画の体系を基本的に踏襲しながら、同計画における実績などを踏まえつつ、新サービス体系における事業の定着や新たな課題への対応を図っていく計画とします。

- 本計画は、「障害者自立支援法」（第 88 条）の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込み量やその確保策等を定める計画であり、「障害者基本法」（第 9 条第 3 項）の規定に基づく「市町村障害者計画」として障がい者に関わるすべての施策の基本的方向性を定めた「熊本市障がい者プラン」の一部をなすものです。
- 本計画は、「熊本市障がい者プラン」はもとより、「熊本市総合計画」「まちづくり戦略計画」等の市の上位計画をはじめ、「熊本地域保健医療計画」、「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の相互に関連の深い各種計画と整合性を図り策定いたします。

■ 計画の位置づけ ■



(4) 計画期間

熊本市障がい福祉計画は、障害者自立支援法施行の平成 18 年度から同法に基づく新サービス体系への移行を完了する平成 23 年度までの障害福祉サービス等の数値目標を定めるものです。

平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期計画期間とし、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期計画期間としております。

第 2 期計画期間の数値目標については、第 1 期計画期間の実績や事業者の新体系移行調査等に基づき、推計しております。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
熊本市障がい福祉計画 (第1期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第2期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第3期計画) ● 見直し						
● 見直し			熊本市障がい者プラン ● 見直し									